

## 発電設備の系統連系に関するお取扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、国の再生可能エネルギー固定価格買取制度に関し、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年6月18日経済産業省令第46号）」（以下、「省令」といいます。）が、平成27年1月26日（以下、「改正日」といいます。）に施行されることに伴い、改正日以降、受付する発電設備の系統連系申込み※につきましては、下記のとおりのお取扱いとさせていただきます。本内容について十分ご理解のうえお申込みいただきますよう、お願い申し上げます。 敬具

※ 系統連系申込みとは、太陽光発電設備を低圧で連系される場合には「太陽光発電の設置に伴う系統連系および電力受給契約申込書」、その他の発電設備を低圧で連系される場合には「発電設備の電力系統への連系申込みについて」、発電設備を高圧または特別高圧で連系される場合には「発電設備の電力系統への連系及びアンシラリーサービス契約の申込みについて」を指します。

### 記

#### 省令改正に伴う主な取扱い

#### 1. 出力制御について

弊社は、改正後の省令にもとづき、電気のご使用が少ない時間帯等において、以下の範囲内でやむを得ず行っていただく発電設備の出力制御については、補償致しません。

|                                 |                           |                                   |
|---------------------------------|---------------------------|-----------------------------------|
| 太陽光発電設備※ <sup>1</sup> （出力を問わず）  |                           | 年間 3 6 0 時間                       |
| 風力発電設備（2 0 k W以上）※ <sup>2</sup> |                           | 年間 7 2 0 時間                       |
| バイオマス                           | ①化石燃料混焼発電                 | 電力系統の運用上必要な範囲で出力制御を実施             |
|                                 | ②バイオマス専焼発電                | 同上（ただし①の出力制御実施後）                  |
|                                 | ③地域型バイオマス発電※ <sup>3</sup> | 同上（ただし①、②の出力制御実施後※ <sup>4</sup> ） |

※<sup>1</sup> 平成27年3月31日までに契約申込みを受付した10kW未満の太陽光発電設備は対象外となります。

※<sup>2</sup> 20kW未満の風力発電設備は当分の間、対象外となります。

※<sup>3</sup> メタン発酵ガス発電、一般廃棄物発電、木質バイオマス発電・農作物残さ発電などで、地域に賦存する資源を有効活用する発電方式のもの。

※<sup>4</sup> 燃料貯蔵の困難性、技術的制約等により出力制御が困難な場合を除く。

#### 2. 出力制御に係る装置について

改正後の省令にもとづき、上記1.の出力制御を行うために必要な機器の設置、費用のご負担、その他必要な措置を講じていただきます。\*

※ 実効的かつきめ細かな出力制御を実現するため、今後、遠隔制御システムを構築することとしておりますが、これには一定の期間を要する見込みであるため、当分の間は、制御に必要な設備の設置や費用負担を行うことを予めお約束いただければ、接続可能といたします。

#### 3. 工事費負担金の支払期日について

改正後の省令にもとづき、発電設備の系統連系に際して必要となる弊社設備の工事に係る費用（工事費負担金）については、弊社が定める期日（お申込書に対する接続可否の回答を差上げた日から1ヵ月後※）までにお支払いいただきます。なお、期日までにお支払いいただけない場合、お申込みが撤回されたものとして取り扱わせていただくこととなりますので、くれぐれもご注意願います。

※ 省令の定めのとおり、系統連系に関する接続契約締結時（お申込みに対する弊社の回答時）から1ヵ月以内にお支払いいただく必要がありますが、合理的な理由の書面提示があり、弊社がやむを得ない事由によるものと判断した場合には、期限の延長について協議することがあります。

#### 4. 受給開始日を超過した場合について

改正後の省令にもとづき、受給開始希望日を経過してもなお電気の供給を開始しない場合（ただし、特段の理由があると弊社が認めた場合を除く）、お申込みが撤回されたものとして取り扱わせていただくこととなりますので、くれぐれもご注意願います。

（裏面にもお知らせ事項がございます。）

**(省令改正日以降、改正日前の様式でお申込みいただいた場合の取扱い)**

改正日以降の契約お申込みにつきましては、省令改正を踏まえた様式のお申込書\*を使用いただくことと致しますが、移行措置として、平成27年2月27日までの受付分については、改正日前の様式のお申込書でも受付することとさせていただきます。

ただし、この場合でも、省令改正を踏まえた様式でのお申込みと同様に、おもて面に記載の事項について同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。

※ 省令改正を踏まえた様式のお申込書は、弊社ホームページからダウンロードできます。

[http://www.yonden.co.jp/energy/n\\_ene\\_kounyu/renewable/index.html](http://www.yonden.co.jp/energy/n_ene_kounyu/renewable/index.html)

なお、おもて面も含め上記取扱いについてご承知いただけない場合、誠に恐れ入りますが、ご提出いただきましたお申込書にもとづくご協議に応じかねますことから、お申込書を返却させていただきますこととなります(撤回されたものとして取り扱わせていただきます。)

ご不明な点がございましたら、弊社支店・営業所までお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

**●徳島県**

徳島支店 0120-564-552  
鴨島営業所 0120-036-117  
阿南営業所 0120-161-220  
池田支店 0120-410-778

**●高知県**

高知支店 0120-410-430  
安芸営業所 0120-410-650  
山田営業所 0120-410-782  
中村支店 0120-410-787  
須崎営業所 0120-410-785

※ 電話受付時間/月～金 8:40～17:20

[祝日、年末年始(12/29～1/3)を除きます]

※ 支店・営業所へのお電話は、各県のコールセンターで受付  
させていただきます。

**●愛媛県**

松山支店 0120-410-452  
伊予営業所 0120-410-142  
今治営業所 0120-410-540  
宇和島支店 0120-410-582  
八幡浜営業所 0120-410-796  
大洲営業所 0120-410-795  
新居浜支店 0120-459-789  
西条営業所 0120-102-960  
四国中央営業所 0120-054-430

**●香川県**

高松支店 0120-410-761  
東かがわ営業所 0120-410-712  
観音寺営業所 0120-410-768  
丸亀営業所 0120-410-763  
坂出営業所 0120-410-740

以 上